

青森県報

第千八十九号

令和八年
七月十日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(福祉課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……一
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業支援課) ……二
- 林業用種苗生産事業者の登録の失効……………(林政課) ……三
- 国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……三

公 告

告 示

青森県告示第三百九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和八年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第三百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和八年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う所		指 定 年 月 日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	所在地	名称	所在地	
社会福祉法人立栄会	北海道二海郡八雲町栄町一三〇	通所介護	草薙デイサービスセンター	弘前市大字大森一八	弘前市大字大森二七八	令和八・七・一

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		障害福祉サービスを行う所		指 定 年 月 日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	
株式会社ほへみ	弘前市大字狼森字西元四の一	共同生活援助	障がい者グループホーム	北津軽郡板柳町大字板柳字土井一八の二	令和八・七・一	

青森県告示第四百号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和八年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	年 指 月 日 定
	名	称		
藤田 真子	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	脳神経内科（視覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由）	令和八・七・一
三上 洋平	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	脳神経内科（平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由）	〃

青森県告示第四百一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和八年七月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区 分	住 所	名 称	売 り さ ば き 場 所	変 更 年 月 日
変更前	青森市本町五丁目五の二一	一般社団法人青森県鍼灸会	弘前市大字上鞆師町一六	令和八・七・二
変更後			弘前市大字五代字早稲田五〇九の一	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM八食店・DCM長苗代店

八戸市大字長苗代字狐田五の一 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区神田三崎町三丁目三の二一

代表取締役 伊藤光博

2 株式会社八食サービスエイト

八戸市大字河原木字神才二二の二

代表取締役 上平靖文

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 神谷浩邦	令和八・三・一
株式会社三和物産 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村ゆう	変更なし	
株式会社サトームネ 神奈川県平塚市見附町四の一七 代表取締役 佐藤泰輔	変更なし	
株式会社Heart&L 南津軽郡田舎館村大字大袋字樋田四二の九 代表取締役 工藤明美	平成三三・九・二五	

1	株式会社キャンドウ 東京都新宿区北新宿二丁目二一の 代表取締役 城戸一弥	令和 二・四・七
---	--	-------------

四 届出年月日

令和八年六月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁

2 期間

令和八年七月十日から同年十一月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年十一月十日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

林業用種苗生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次のと

おり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和八年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	登録年月日	生産事業者の氏名又は名称	住所	生産事業の内容	事業所	失効年月日
二九二 平成 二九・五・三〇		合同会社 三戸郡 川守町 二の張渡 四	三戸郡 川守町 大字 三	苗木の育成	合同会社 三戸郡 川守町 二の張渡 四	令和 八・五・三〇

国土調査の成果の認証

弘前市が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

弘前市大字浜の町東一丁目、大字浜の町東二丁目、大字浜の町東三丁目、大字浜の町東四丁目、大字浜の町東五丁目

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十四円九十五銭